令和８年（フ）第１０９号
釧路市芦野１丁目20番10号　ポプラハイツ108号室
破産者　数楽舎こと　山本　達朗
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１０号
北海道網走市緑町４番７―13号　緑町アパート１号室
破産者　小林　順一
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
青森市大字新城字山田677番地596
破産者　金澤　　徹
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６８号
宮城県石巻市桃生町中津山字八木146番地１メゾン松原108号、前住所東京都板橋区高島平二丁目29番３―205号
破産者　及川　雅義
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第７９号
宮城県石巻市住吉町２丁目14番８号
破産者　濱畑　健太
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第１２１号
福島市笹谷字東中條13番地の２ヴェルドミールホンマⅢ105、開始決定時の住所福島市笹谷字中谷前５番地の２
破産者　茅原　正幸
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１６５号
神奈川県藤沢市葛原2288番地の２　ファーストライフ湘南101
破産者　神田　祐介
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７５号
横浜市瀬谷区下瀬谷１丁目32番地12
破産者　中村　淳子
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０７１号
横浜市緑区東本郷４丁目15番17号　エトワール101
破産者　佐々木拓馬
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２２３号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷４丁目19番15号　エスペランサ鵠沼101
破産者　盛田　論史
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９０号
新潟市江南区荻曽根２丁目４番９号
破産者　井澤　昇寛
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２００号
新潟市中央区上沼1418番地８　ココパーム101号、申立時の住所新潟市江南区城所１丁目６番34号
破産者　笠原　　亘
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６号
新潟県新発田市大手町３丁目１番３号　大手町マンション　202
破産者　金池　敏昭
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第５６号
新潟県胎内市塩沢1910番地34　前山台住宅15号
破産者　齋藤　沙記
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第３８号
長野県茅野市玉川4615番地　アラガミニューハイツ　は号
破産者　上村　美鈴
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第４１号
東京都多摩市山王下１丁目12―12福満ビル403号室、開始決定時及び住民票上の住所長野県諏訪市大手一丁目２番12号
破産者　藤堂　順平
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第４６号
長野県岡谷市長地権現町三丁目８番16号　サンシティ赤砂101号
破産者　宇治　文恵
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第２１４号
滋賀県栗東市出庭183―19、開始決定時の住所滋賀県栗東市伊勢落470番地２
破産者　ロータスめだかこと　吉野　孝倫
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部